都立病院労組
Toritsu Hospital Workers' Union
ニュース

第5期 4号
2026.11.24
地方独立行政法人都立病院機構労組
執行委員会発行

できていますか？
超勤申請
できない場合は労働組合へ相談を

ボーナス0.025月増 2.25月 12月10日支給で妥結
看護師夜勤手当1回16,000円に、月4回の夜勤で4,000円加算

24日、私たちが要求したボーナス増、手当改善などについて、機構本部から最終回答がありました。都立病院労組では、各支部代表者会議を行い妥結を決定しました。

ボーナス　26年冬、27年夏に0.025月増となりました。しかし一方で、加算額も引き上げられます。各支部代表者会議では、増額の幅が物価高に追いついていないこと、よりボーナス格差を広げる加算額の引上げについて、「加算額の増額分を原資にして全体の支給月数を引き上げるべき」という意見が出されました。

手当については懸案だった資格手当の拡充、手術室手当の導入が見送られたことに批判が集中しました。とりわけ看護師の夜勤手当が改善されたことで、ますます病棟勤務との収入格差が拡大し手術室勤務を希望する人が減ってしまう、手当新設を目指し運動を強化して行くべきという意見が出されました。

ボーナス引上げ幅が少ないこと等問題は多々あるものの、支給月数増、各種手当の改善を実現したことを評価し妥結することを決定しました。休日給の代休処理については、年度末に向けて運動を強化していくことが確認されました。

ボーナス支給月数

	現行	改正
法人職員	2.225月	2.25月
再任用職員	1.175月	1.2月

夜勤手当額改善

区分	現行	改正後
2交代	15,000円	16,000円
3交代深夜	8,100円	8,600円
3交代夜勤	6,900円	7,400円

支給要件	抗がん剤のミキシング業務に従事した時
支給対象	薬剤師、看護師、医師
手当額	日額390円

2交代	ア）月4回以上　月額4,000円加算 イ）月5回以上　月額5,000円加算
3交代	ア）月8回以上　月額4,000円加算 イ）月9回以上　月額4,500円加算 ウ）月10回以上　月額5,000円加算

連載：ただ働き　問題上司の目指したものは？

ただ働きハラスメントは個人の問題にとどまらず組織の問題でもあると考えないと、問題のある上司に指導、場合によっては問題の上司を処分して終わりという事になってしまいます。しかし、そのような強権的な上司は、その職場環境が作り出したのです。ですから組織の問題として職場環境を改善しなければ、新たに配属された上司が再び強権的な上司へと変わってしまい問題が再発する可能性が高いのです。組織の問題として考える時のポイントは、なぜその暴走が許されてしまったのかという点です。今回の暴走は、退勤時の乖離アラートの処理を自己都合にしないとボーナスの評価を下げるとスタッフに「指導」したことです。スタッフの超過勤務申請をさせないことで、この上司は何を目指していたのでしょうか？
（つづく）

引き続き休日代休処理に対する意見を募集中です

発行 地方独立行政法人都立病院機構労組
@toritubyoin_ro　都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック

LINE@
都立病院労組
職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です